

三島町指名競争入札に係る郵便入札実施要領

令和2年4月1日 三島町告示第 号

(趣旨)

第1条 この要領は、三島町が発注する指名競争入札の方法により契約しようとする工事並びに測量、調査及び設計業務（以下「工事等」という。）について郵便による入札を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 郵便入札を実施する工事等（以下「対象工事等」という。）三島町工事請負人等指名選考委員会規程（昭和60年規程第2号）に基づく工事請負人等指名選考委員会の審議を経て、町長が決定する工事等とする。

(指名通知)

第3条 町長は、対象工事等については、三島町財務規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）第123条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の提出期日
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初回のみ1回とする。

(設計図書等の周知)

第5条 町長は、三島町工事請負契約約款、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を指名通知に示した方法により周知するものとする。

- 2 前項の規定する周知期間は、入札書等の郵便局差出期限の日までとする。
- 3 設計図書等に対する質問は、設計図書等に関する質問書（以下「質問書」という。）により受け付けるものとし、その受付期間は、通知の日から起算して5日間（休日を除く）とする。
- 4 工事担当課長は、前項の規定により提出された質問書について、質問者に対し速やかにFAXまたはメールにより回答するものとする。

(現場説明)

第6条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札保証金)

第7条 入札保証金の納付は、規則第115条の規定により免除するものとする。

- 2 第14条の規定に基づく通知を受けた落札者が契約を締結しないときは、見積に係る金

額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付させるものとする。

（入札書等の郵送方法）

第8条 入札参加者は、入札書及び入札金額に対応した入札金額の積算内訳書（以下「入札書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印の上封筒に入れ、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により指名通知に示す日を指定して配達日指定郵便で郵送しなければならない。

ただし、入札金額に対応した入札金額の積算内訳書の提出については、工事に限る。

2 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

- (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書及び積算内訳書を内封筒に入れ、封かんの上、内封筒の表に入札参加者の商号又は名称、工事等番号、工事等名、工事等箇所及び開札日を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書等を同封した内封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加者の住所、商号又は名称、代表者名及び入札書等在中の旨を記載のこと。

（入札書等の提出期日）

第9条 入札書等の提出期日は、別に定める場合を除き開札日の前日（その日が休日にあたるときは、その前日）とする。

（入札書の保管等）

第10条 町長は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、内封筒の表面記載事項を確認し、内封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

2 配達された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

（入札の無効等）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 前号の入札について同一の入札者が2通以上の入札書を提出した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札金額を訂正している入札
- (4) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 第12条に規定する郵送方法によらない入札
- (6) 指名通知で示した入札書の提出期日以外の日に到達した入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

2 最低制限価格を下回る入札は、失格とする。

（開札）

第12条 開札は、指名通知に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 町長は、開札に当該入札事務に関係のない1人以上の職員を立ち合わせるものとする。

4 町長は、開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

5 町長は、前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格から入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

(同価入札の取扱い)

第13条 町長は、最低価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

2 前項のくじは、前条第3項の規定により当該入札の立会者となっている職員が行うものとする。

(落札者の決定)

第14条 町長は、落札者を決定したときは、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。

2 落札者以外の入札参加者への落札者決定の通知は、三島町町工事入札・契約等情報公表実施要綱（令和2年告示 号）の規定により当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事等について適用する。